

平成17年第3回東大和市議会定例会会議録第22号

平成17年9月26日（月曜日）

出席議員（22名）

1番	粕谷久美子君	2番	大后治雄君
3番	長瀬りつ君	4番	二宮由子君
5番	森田憲二君	6番	中村庄一郎君
7番	粕谷洋右君	8番	押本治雄君
9番	石川庄太郎君	10番	関野杜成君
11番	西川洋一君	12番	藤原宏子君
13番	関田貢君	14番	関田正民君
15番	木下光雄君	16番	尾崎信夫君
17番	佐村明美君	18番	中間建二君
19番	松浦誠君	20番	下条学君
21番	小林知久君	22番	尾崎保夫君

欠席議員（なし）

事務局職員（3名）

事務局長	石川和男君	議事係長	仲里章君
主事	三浦文一君		

出席説明員（14名）

市長	尾又正則君	助役	佐久間栄昭君
収入役	岸永通君	教育長	山川登志行君
企画財政部長	小飯塚謙一君	総務部長	野澤勝君
市民部長	高杉豊君	生活環境部長	渡辺和之君
福祉部長	関田実君	福祉部参事	並木清志君
都市建設部長	内野隆司君	学校教育部長	小山正君
社会教育部長	浅見敏一君	社会福祉課長	町田悦郎君

議事日程

第1 第61号議案 東大和市難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

[厚生文教委員会審査報告 日程第2～日程第3]

- 第 2 第 4 6 号議案 東大和市地域包括支援センター条例
- 第 3 1 7 第 7 号陳情 介護保険制度見直しに当たって温かい施策を東大和市に求める陳情
〔建設環境委員会審査報告 日程第 4～日程第 5〕
- 第 4 第 5 8 号議案 市道路線の廃止について
- 第 5 第 5 9 号議案 市道路線の廃止について
〔決算特別委員会審査報告 日程第 6～日程第 1 2〕
- 第 6 第 3 7 号議案 平成 1 6 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について
- 第 7 第 3 8 号議案 平成 1 6 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 8 第 3 9 号議案 平成 1 6 年度東大和市受託水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 9 第 4 0 号議案 平成 1 6 年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 0 第 4 1 号議案 平成 1 6 年度東大和市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 1 第 4 2 号議案 平成 1 6 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 2 第 4 3 号議案 平成 1 6 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について
- 第 1 3 第 4 7 号議案 東大和市在宅介護支援センター条例を廃止する条例
- 第 1 4 第 4 8 号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例
- 第 1 5 閉会中の継続審査について
- 第 1 6 閉会中の特定事件調査について
- 第 1 7 議員派遣について

本日の会議に付した事件

議事日程第 1 から第 1 7 まで

午前 9時30分 開議

○議長（松浦 誠君） ただいまから本日の会議を開きます。

日程第1 第61号議案 東大和市難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例

○議長（松浦 誠君） 日程第1 第61号議案 東大和市難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔助 役 佐久間栄昭君 登壇〕

○助役（佐久間栄昭君） おはようございます。

ただいま議題となりました第61号議案 東大和市難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

当市の難病患者福祉手当条例に定める病名は、東京都難病患者等に係る医療費等の助成に関する規則をもととしております。東京都は、今月に入りまして9月15日に、この規則を改正し、平成17年10月1日から1疾病を追加することといたしました。このことから、本条例を急遽改正することで御提案申し上げるものであります。

内容について御説明申し上げます。

難病患者福祉手当条例では、別表に73の病名を定めておりますが、この別表に74、脊髄空洞症を追加するものであります。

附則であります。条例の施行日を平成17年10月1日からとするものであります。

なお、お手元にお配りいたしました脊髄空洞症の資料を御参考にさせていただきたいと存じます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

〔助 役 佐久間栄昭君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第36条第2項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第 61 号議案 東大和市難病患者福祉手当条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第 2 第 4 6 号議案 東大和市地域包括支援センター条例

日程第 3 17 第 7 号陳情 介護保険制度見直しに当たって温かい施策を東大和市に求める陳情

○議長（松浦 誠君） 日程第 2 第 46 号議案 東大和市地域包括支援センター条例、日程第 3 17 第 7 号陳情 介護保険制度見直しに当たって温かい施策を東大和市に求める陳情、以上、議案 1 件、陳情 1 件を一括議題に供します。

以上、2 件につきましては、厚生文教委員会委員長、佐村明美議員の報告を求めます。

〔厚生文教委員会委員長 佐村明美君 登壇〕

○17 番（佐村明美君） ただいま議題に供されました第 46 号議案 東大和市地域包括支援センター条例、17 第 7 号陳情 介護保険制度見直しに当たって温かい施策を東大和市に求める陳情につきまして、厚生文教委員会の審査経過並びに結果を御報告申し上げます。

本委員会は、平成 17 年 9 月 8 日に開催し、説明員に助役ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

本件を議題に供し、朗読後、直ちに質疑に入りました。

主な質疑は次のとおりです。

初めに、地域包括支援センターの新設条例は、介護保険法の見直しと指定管理者への移行が含まれている条例だと思うが、利用者のサービスはどういう状況になるのか。9 条の 1、2 項の利用料金は具体的にどうなるのか。低所得者への軽減策はどうなるか。13 条の指定管理者は公募となっているけれども、その方法について。3 項で市長や市議会議員等の管理者の兼業禁止というのを入れるべきではないか。第 15 条の（4）の個人情報保護については具体的にどうなっていくのか。また、指定管理者の情報公開についてはどう位置づけていくのか。13 条の 4 項の選定に当たって、議会の議決を経て指定するとあるが、実施後の議会や市民のチェック機能が働くようにするべきだと思うが、どう考えているのか。この地域包括支援センターの職員体制は、社会福祉士、保健師、ケアマネジャーということだが、この 3 人の体制で訪問対象者に十分な相談ができるのかなどの質疑に対し、地域包括支援センターの内容としては、介護予防事業のマネジメント、介護保険以外のサービスを含む高齢者、家族に対する総合的な相談、支援、被保険者に対する虐待の防止、早期発見などの権利擁護事業、支援困難ケースへの対応などのケアマネジャーへの支援、これらの四つの事業を一括して行うという役割を担っている。今回、条例での利用料金は、新予防給付の対象者に対して行う介護予防サービス計画費である。地域支援事業の利用者に対する料金については徴収しないということである。また、低所得者への対応については、新予防給付の対象者に対して行う介護予防サービス計画費については全額保険給付なので、低所得者対策は必要ないと思っている。利用料金については、現在、介護報酬の改正に向けて国の方で検討しているので、来年の 2 月ぐらいに介護報酬単価が示される。13 条の公募の方法については、基本的には公募

で、やむを得ない場合は公募しないことができるというもので、今回についてはこれからどちらにするか検討する。兼業の禁止については、今回、規則の方の第7で、指定管理者の欠格要件の中の1号で兼業の禁止を盛り込んでいる。13条の4項、市民のチェック機能ということでは、地域包括支援センター運営協議会を立ち上げ、その中で事業計画書のチェック機能を働かせることになっており、その役割は十分に果たせると考えている。センターの職員体制については、保健師、または経験のある看護師、それから主任ケアマネジャー、社会福祉士の3職種を置くということになっている。基本的には常勤職員が原則である。15条のことで、指定管理者の個人情報保護と情報公開のことがあったが、指定管理者については市と同じと見て個人情報保護条例の中にも明記する。情報公開についても、一部改正の中で、その点を明記したいと考えていると答弁がありました。

次に、東大和市でこの制度が導入されたときには、地域支援事業や市で対象になる新予防給付について、対象人員、また財政的な面ではどれくらいを想定されているのかとの質疑に対し、地域支援事業の財源構成については、国が示している介護保険の給付費の3%を目途として、これから政令で定めるということである。予防事業については、国、都道府県、市町村、あと第1号被保険者、第2号被保険者の財源構成になる。包括的支援事業については、国と東京都、市町村、それから第1号被保険者ということで、第2号被保険者はこの事業については負担はないという状況である。国が現在示している3%という範囲の中では、東大和市の給付費が約26億円である。この3%に当たる金額は約7,800万円、このうちの包括的支援事業等で使うのは、その1.5%ということになるので、職員体制3人で2カ所、仮につくったとすると、相当人件費等にとられる可能性がある。ただ、国が説明しているのは、この1.5%は人件費の補助でなく、あくまでも事業に対する補助ということで、足らなくなった場合について、一般会計でやるのか、介護保険会計でやるのかについては、まだ具体的な内容は示されていないと答弁がありました。

12条の指定管理者による管理という条例文があるけれども、その範囲がどこまで及ぶのか。次の13条の指定管理者の指定の手續のところ、指定の透明性をきちんと確保しないといけないが、どのような方針でいるのか。この指定管理者制度に移行することによって、民間化することが、イコール不安定雇用の労働者をつくってしまっただけではないかと思う。労働の実態も含めて、指定の手續の4の選定項目については、内容的にはどのようなことを考えているのかとの質疑に対し、指定管理者の管理の範囲については、地方自治法の規定の中で利用料の強制徴収、不服申し立てに対する決定、行政財産の目的外使用の許可など以外は、基本的にはすべてを管理していただくことになる。これらについては、指定管理者との間で協定を定めることになる。選定基準として、第13条の4項で1号から4号まで規定しているが、これに基づいて審査基準として平等な利用が確保されるということについては、施設の設置目的を理解しているとか、市が示した管理方針と事業者が提案した運営方針が合致するとかについて行いたい。事業計画の内容が、地域包括支援センターの効果を最大限に発揮するとともに、管理の効率化を図ることができるかということについては、サービスの向上のための取り組みの内容、また維持管理が適切に行われるか、施設管理、安全管理が適切に行われるか、これらについて現在考えている。また、事業計画書に沿った管理を安定して行う物的能力、人的能力を有しているかということでは職員体制が十分に確保されているか、また職員の指導、育成、研修体制は十分であるか、これらについては選定の中で審査していきたいと考えていると答弁がありました。

この地域包括支援センターの運営協議会でチェックができると言っているが、協議会のメンバーはどう考えているのかとの質疑に対し、運営協議会のメンバーとして現在考えているのが、学識経験者、第1号の被保険

者、第2号の被保険者、保健医療関係者、福祉関係者等の6名ぐらいで立ち上げたいと答弁がありました。

質疑、討論を終了し、採決の結果、第46号議案 東大和市地域包括支援センター条例は、原案どおり可決と決しました。

次に、17第7号陳情 介護保険制度見直しに当たって温かい施策を東大和市に求める陳情について御報告申し上げます。

初めに、陳情要旨1の10月1日から施設利用者に対しては居住費と食費が自己負担となるけれども、利用者、あるいは家族に説明をされているのか、市民に対してもどのような形で広報されているのかとの質疑に対し、今回の施設給付費の見直しに伴う市民等へのお知らせでは、8月31日に市内の特別養護老人ホームを運営している3法人に対して意見交換を行い、できるだけ居住費、食費等の負担が大きくならないようにとお願いをしている。今後、市内にある特別養護老人ホーム、4施設の方々と入所者、または通所者への説明を、9月に説明会を行う予定である。また、市民に対しては、9月1号、15日号、10月1日号、発行の市報でお知らせをしていると答弁がありました。

この居住費と食費の保険給付が減るというが、市に対する影響額はどれくらいかとの質疑に対し、施設給付費と食費の本人自己負担になるので、市への影響としては、食費については10月以降、5カ月間で約1億1,200万円ほどの減になる。また、居住費については、5カ月間で6,400万円ほどの給付の減ということで考えていると答弁がありました。

陳情要旨1の二つ目の5年間に要する旧措置者の入所者は東大和市では何人いるのか。9月の本会議の初日で、特定入所者介護サービス費の給付で補正が出ていたけれども、それらの影響額はどれくらいなのかとの質疑に対し、5年間の猶予期間ということで、低所得者にかかる利用者負担の軽減措置ということで、国が五つの事業について実施している。法施行時のホームヘルプサービスの利用にかかわる経過措置の対象者は、東大和市では27人である。特別養護老人ホーム旧措置入所者にかかわる利用負担額の減額があるが、対象者が30人、また特別養護老人ホームの旧措置入所者にかかわる特定標準負担額の減額が77人ほど、社会福祉法人等による生計困難者利用者負担軽減措置、これについては対象者が43人ということである。また、10月1日から居住費、食費が自己負担になり、これに伴い利用者段階が第1段階から第3段階の方については、利用の負担が大きくならないようにということで補足的給付が設けられている。5カ月間で約7,000万円ほどの補足的給付が出るということで推計しているという答弁がありました。

この陳情は、個別の具体的な不安があるのか、一般論としての陳情なのかわかりづらいところがある。例えば、2に対しても、柔軟性に富む内容にしてくださいとか、本人合意を前提としというような部分もある。こういったあたりは、基本的には制度の枠組みの中でやるしかないが、現場の方で対応して、なるべく本人の意向に沿ってサービスを提供していくということではあるのかと思うがどうかとの質疑に対し、本人合意を前提としてということでは、新予防給付におけるマネジメントについては、一人一人に対して十分な時間をかけ、また現状の問題点、課題等を明らかにした上で、機能改善に関する予測を立てた上で、利用者本人の生きがいや自己実現に関する目標を明確にして、具体的なサービス項目を利用者として決定することになる。あくまでも利用者本人が主体のケアプランであるので、本人とケアマネジメントにかかわるものが合意をした上で行うということであると答弁がありました。

4の部分で、地域包括支援センター、現行の在宅介護支援センターが中学校区に1カ所程度という認識をしているが、今後も今あるところをわざわざなくすということはないと条例の審議の中で言っていたが、このあ

たりの方針はどうかとの質疑に対し、地域包括支援センターについては、市町村行政の機能を担うことから、最低でも市町村ごとに1カ所の設置が必要ということである。東大和市においても、人口規模、業務量、財源と専門人員の確保、これらに配慮して現在検討しているが、国が示している目安が、おおむね2万から3万ということなので、東大和市の人口から見れば、二つから三つの地域包括支援センターができればいいということで、当面は、現在のところは2圏域でつくるので、そこに各一つずつ包括支援センターを設置したいと答弁がありました。

質疑を終了、討論を省略し、趣旨採択ということで動議が出され、質疑を終了して討論を省略、直ちに採決いたしました。その結果、17 第7号陳情 介護保険制度見直しに当たって温かい施策を東大和市に求める陳情を趣旨採択と決しました。

以上で厚生文教委員会に付託されました案件の審査経過と結果の御報告を終了させていただきます。

議長におかれましては、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔厚生文教委員会委員長 佐村明美君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第46号議案 東大和市地域包括支援センター条例、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

17 第7号陳情 介護保険制度見直しに当たって温かい施策を東大和市に求める陳情、本件を委員長報告のとおり趣旨採択と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本件を趣旨採択と決します。

日程第4 第58号議案 市道路線の廃止について

日程第5 第59号議案 市道路線の廃止について

○議長（松浦 誠君） 日程第4 第58号議案 市道路線の廃止について、日程第5 第59号議案 市道路線の廃止について、以上、議案2件を一括議題に供します。

以上、2件につきましては、建設環境委員会委員長、関田正民議員の報告を求めます。

〔建設環境委員会委員長 関田正民君 登壇〕

○14番（関田正民君） ただいま議題に供されました第58号議案 市道路線の廃止について、第59号議案 市道路線の廃止について、建設環境委員会の審査経過と結果を御報告いたします。

本委員会は、平成17年9月9日に開催し、説明員に助役ほか関係部課長の出席を求め審査を行いました。

本2議案につきましては、一括議題に供した後、現地調査を行いました。

2議案とも質疑、討論なく、第58号議案 市道路線の廃止について及び第59号議案 市道路線の廃止についての議案を原案どおり可決いたしました。

以上で建設環境委員会に付託されました案件の審査経過と結果の御報告とさせていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいのほどお願い申し上げます。

〔建設環境委員会委員長 関田正民君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 報告が終わりました。

質疑を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第58号議案 市道路線の廃止について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

第59号議案 市道路線の廃止について、本案を委員長報告のとおり原案可決と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第 6 第37号議案 平成16年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について

日程第 7 第 38 号議案 平成 16 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 8 第 39 号議案 平成 16 年度東大和市受託水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 9 第 40 号議案 平成 16 年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 10 第 41 号議案 平成 16 年度東大和市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 11 第 42 号議案 平成 16 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について

日程第 12 第 43 号議案 平成 16 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について

○議長（松浦 誠君） 日程第 6 第 37 号議案 平成 16 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定についてから、日程第 12 第 43 号議案 平成 16 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまで、以上、7 議案を一括議題に供します。

以上、7 議案につきましては、決算特別委員会委員長、中村庄一郎議員の報告を求めます。

〔決算特別委員会委員長 中村庄一郎君 登壇〕

○6 番（中村庄一郎君） ただいま議題に供されました 7 議案につきまして、決算特別委員会の審査結果を御報告いたします。

本委員会は、議員全員が委員でありますので、審査の経過を省略し、結果のみを御報告いたします。

本委員会は、9 月 20 日、21 日の 2 日間にわたり付託されました第 37 号議案 平成 16 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について及び第 38 号議案 平成 16 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてから、第 43 号議案 平成 16 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定についてまでの 6 特別会計について審査いたしました結果、いずれも認定すべきものと決しました。

以上で決算特別委員会の審査報告を終了させていただきます。

議長において、よろしくお取り計らいいただきますようお願いを申し上げます。

〔決算特別委員会委員長 中村庄一郎君 降壇〕

○議長（松浦 誠君） 報告が終わりました。

お諮りいたします。

委員長報告に対する質疑につきましては省略したいと思います、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を省略いたします。

討論を行います。

〔1 番 粕谷久美子君 登壇〕

○1 番（粕谷久美子君） 1 番、粕谷久美子です。東大和 21 を代表しまして、平成 16 年度一般会計決算の認定に反対の立場で討論を行います。

日本の経済に景気回復が見られると言われている中においても、当市の財政を取り巻く環境は依然として厳しい状況と、市長みずから施政報告の中でも述べられています。しかし、今回の決算審査における答弁からは、当市の逼迫した財政状況を何とかしなければというものがみじんも感じられませんでした。監査委員の審査意見書にある緊急課題の一つは、急迫する当面の財政困難を切り抜けなければならないことであり、そのための対応策としては、歳入確保のため、今まで取り組んできたことを着実に積み重ね、さまざまな事務事業の細か

いむだを見過ごすことなく削減していく努力を続けていかなければなりません。今こそ地方自治運営の基本原則に立ち返り、地方公共団体の存立意義である住民の生命と生活の安全を守るために、最少の経費で最大の効果を上げるようにしなければならないのです。

まず初めに、歳入についてです。

市税を中心とした自主財源の法人税割に収益増がありましたが、市民税全体は減少し、基金の取り崩しと前年度の繰越金に依存している歳入となっています。市民生活に必要な事業を実施しているということですが、いつまで歳入の不足が続くのか、好転の兆しがいつごろになるのか予測はつきません。それまで基金が持ちこたえられるのか、先の不安が残ります。市の税の収納率向上のためのさまざまな取り組みは、職員の方々の努力として評価されるものです。しかし、多額の不納欠損や収入未済額をふやしてしまうことは、税を支払っている市民に対し、信頼性と公平性を欠くことになります。より一層の取り組みを期待します。

次に、歳出についてです。

厳しい財政状況であるなら、歳出の抑制を強めていくべきだと思います。市長は、平成 16 年度当初予算の編成方針で、負担金、補助金及び交付金については、その効果を調査するとともに、過去の決算状況を分析し、実績を踏まえた見積もりをすると述べられていましたが、これまでと何ら変わることはない補助金支出状況でした。また、市長公用車の走行距離や時間数、正職員による膨大な時間外勤務など、ぜひとも費用対効果をあらわしていただきたいものと思います。

事業については、福祉施策の推進、教育、環境、防災対策など、市民が必要とする範囲が広がっています。行政は求められるだけでなく、市民とともに厳しい財政状況を乗り越えていくために、市民との協働の仕組みをつくり、運営を進めていくことが急がれます。しかし、協働と名ばかり、ボランティアで何でも対応し、財政負担のしわ寄せを押しつけるというものになってはならないと考えます。市長の御理解と御協力という言葉に対しては、市長みずからがしっかりとした方向性を述べることで得られていくものと考えます。貴重な財源をより公平、公正、有効に利用していただくことを要望し、討論いたします。

〔1 番 粕谷久美子君 降壇〕

〔9 番 石川庄太郎君 登壇〕

○9番（石川庄太郎君） 9番、石川庄太郎です。平成 16 年度東大和市一般会計及び各特別会計歳入歳出決算に対して、賛成の立場として新政会を代表して賛成討論をさせていただきます。

16 年度まれにみる台風の上陸で、国内に多くの災害をもたらしました。中越地方を中心とした地震発生は、いまだに回復のめどが立っていない地域もあり、また多くの方々が仮設住宅で生活している状況を伺うと、改めて自然災害の恐ろしさを思います。台風での災害、地震での災害、また米南部に上陸した大型ハリケーンでのルイジアナ州ニューオーリンズの災害は、自然災害とも言われていますが、行政災害とも言われています。当市では、大きな災害をもたらす要因はなく、自然豊かなまちであり、環境面においても大変にすばらしいまちであります。尾又市長におかれましては、引き続き努力をしていただきたいと思います。

まず、一般会計であります。少子高齢化が進み、特に扶助費などの福祉関係経費の増加に伴い、また経常的な住民サービスの向上を維持する——必要なことから、収入不足を補う補充措置をどう行っていくのが大きな課題だと思います。市民からの要望は多くあり、すべてを実現することは無理であると思うが、市長が市民との会話を重視し、みずから行政のリーダーとして行ってきたことを評価いたします。

これより、歳入歳出の一部を述べさせていただきます。

歳入決算額 237 億 4,843 万 4,000 円、歳出決算額 228 億 9,017 万 6,000 円であるが、前年度に比べ歳入が 1.3%の増、歳出が 1.0%の増となっているが、前年度と比較しても大きな差でなかったが、市民税は景気低迷の影響で前年度比 2.8%減、固定資産税は諸般の事情で 3.6%の増となりました。景気の回復を望みたいと思います。

歳出についてであるが、人件費では前年度比 2.0%減の総額 49 億 2,810 万 2,000 円である。引き続き職員の協力をお願いし、時間外勤務の減少に努力していただきたいと思います。扶助費では、前年度比 8.2%増の総額 56 億 6,229 万 6,000 円となっており、生活保護世帯の実態をもう一度見直す必要も考える時期に来ていると考えられます。補助費等は、総額 27 億 2,416 万 4,000 円で、その多くを消防事務委託料 10 億 746 万 8,000 円、一部事務組合に対する負担金 6 億 5,768 万 1,000 円となっているが、残りが約 10 億円近い金額である。ある部分での補助金の見直しも必要と思います。普通建設事業費は、前年度比 21.4%増の総額 7 億 9,078 万 4,000 円となったが、学童保育所第四クラブ新築工事、都市計画道路 3・4・26 号線用地買収事業、都市計画道路 3・5・20 号線用地買収事業、狭山緑地用地買収、第一分団詰所兼車庫整備工事、小・中学校の環境整備事業等、高く評価いたします。

次に、主な行政報告の内容についてですが、総務費では歳入の確保対策として、夜間臨時窓口の開設、市民税等収納推進員を導入、滞納対策を行った結果を評価いたします。また、補助金の見直しについては、前にも述べているが、補助金の状況を検証していただき、引き続きヒアリングの実施をお願いいたします。また、防犯対策事業として、市立小・中学校に通学している児童・生徒に対して防犯ブザーの貸与を実施したが、引き続き安心、安全の対策をお願いいたします。男女共同参画推進事業では、平成 17 年第 1 回議会定例会に、東大和市男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例を議案提出し、3 月 31 日に公布、施行しました。男女共同参画に関する意識啓発を図るための啓発運動に、さらに努めていただきたいと考えております。

次に、民生費であります。福祉推進管理事務事業では、次世代育成支援計画の策定での東大和市次世代育成支援計画を策定、庁内に次世代育成支援推進本部を設置、市の現状と課題を調査、分析し、素案を作成、また市民説明会や意見回収箱での市民の意見を募り、計画に反映させた努力を評価いたします。高齢者日常生活支援事業では、老人福祉電話の貸与・助成、緊急通報システムの設置、火災安全システムの設置等、高齢者が安心して生活できる環境づくりに努力していただきました。高齢化が進む中での行政負担も増加すると存じますが、今の日本経済の基本をつくってきた方々に感謝の意を込めて、手助けを行っていただくことをお願いいたします。

次に、衛生費について申し上げます。環境問題は、今や世界共通の問題と言っていいでしょう。大型台風の上陸、ハリケーンの発生等、海水の温度上昇に関係あると言われております。当市における環境基本計画策定については、17 年、18 年度を予定しているが、市民と職員がともに研究し、他市にないすばらしい環境基本計画を策定していただくことを強く要望いたします。

次に、ごみ減量推進事業について申し上げます。当市におけるごみ減量推進事業では、大変すばらしい努力がうかがえます。特に平成 16 年 3 月に発行されました東大和市ごみ・資源物分別ガイドでは、他市に例のない内容であり、その後、市民一人一人が分別に協力し、よい結果が出ております。また、せん定枝再資源化事業にも取り組み、市内農家は大変喜んでおります。引き続き PR をしていただき、受け入れ量の増加とともに、東京都の特例を利用して、今後、市の委託業者に剪定枝等の搬入に努力していただき、市と契約する剪定枝の削減、小・村・大の負担金の削減、東京都三多摩地域廃棄物広域処分組合の補助金の削減につながる事業展開

を強く要望いたします。

次に、農林業費であります。農家座談会が2会場で実施され、延べ56人の参加者があった。都市化の進む中での農業経営は一段と厳しさがうかがえるが、行政の指導、協力なしでは運営が困難な状況にきている。16年度、農業委員会運営も含めて評価するが、予算をもう少し増加していただき、都市農政育成に御協力をお願いするものであります。

次に、商工費であります。市内に大型店舗建設以来、市内業者の経営での廃業が日に日に多くなっている状況を考えると、新・元気を出せ商店街事業への助成、住宅・店舗リフォーム資金への補助、商品券発行事業プレミアム分助成等、財政的に厳しい中、高く評価いたします。特に住宅・店舗リフォーム資金への補助については、工事費で総額1億5,781万円にもなり、大きな効果が生じたことと思う。引き続き補助をお願いいたします。

次に、土木費であります。こども広場管理事業であります。特に蔵敷東こども広場の新設工事に対して心より感謝申し上げます。地域の方々が非常に喜んで利用していることを御報告させていただきます。土木費全部を見ると、委託契約の中で大変多く強剪定、伐採、高木伐採等の内容があります。前にも述べておりますが、リサイクルセンターで処理をしていただき、経費削減に努めていただきたいと思います。

次に、消防費であります。消防団の出動態勢の変更と火災等情報伝達システムの導入を評価いたします。消防団員の出動態勢では、メリット、デメリットをよく検討していただき、消防団員の協力をいただき、安心して生活できる環境づくりを引き続きお願い申し上げます。

次に、教育費であります。小学校運営事業では、普通教室への扇風機設置がすべて終了し、生徒たちも環境に適した教室で勉強に精を出していることと思います。また、生徒・児童の安全対策を図るための緊急避難用の防犯ブザーの購入及び学校施設内の不審者対策を評価いたします。また、環境事業におかれましても、第二小学校の耐震工事を実施するとともに、第一小学校の耐震診断、職員室へのクーラー設置工事を実施し、すべて完了したことを評価いたします。また、中学校運営事業、中学校環境整備事業についても、同様、評価いたします。中央図書館事業では、夜間開館を週2回とし、利用者の便を図り、利用者が8%増加したことを評価いたします。

次に、国民健康保険事業特別会計について、歳入決算額は64億1,360万円で、前年度比2.5%の増である。歳出決算額は64億5,333万円で、前年度比3.4%増となっている。増加の要因は、保険給付費の増加で、前年度比8.2%の増加であることから、医療費の増加の削減のための施策を期待いたします。内容的には、短期被保険者証の発行、出産育児一時金事業等、評価いたします。また、医療費の減少のために、人間ドック等受診料の助成のPRをお願い申し上げます。

次に、受託水道事業特別会計であります。給水管のステンレス化については引き続きお願いをいたします。また、石綿管使用場所においては、早急な交換を要望いたすものであり、歳出の多くが職員給与であるが、東京都への移行事務をスムーズに行っていただき、安心して安定した給水の確保を期待いたします。

次に、下水道事業特別会計であります。決算内容からうかがうと、一般会計への依存度が高い状況となっている。自立性を高める方策を期待いたします。

老人保健特別会計についてであります。実質収支は2,937万円の赤字となったが、高齢者への医療費の対策を今後も検討していただきたいと思います。

土地区画整理事業特別会計であります。使用収益開始率が83.56%となっており、担当部署におかれてはも

う少し努力していただき、早期 100%達成を引き続きお願いいたします。

介護保険事業特別会計であります。歳入では、公平性を確保するために、一層の収納率向上の努力をお願いいたします。歳出については、特定施設入所者生活介護は、計画を上回る利用となっていることから、今後の検討課題と考えられる。

さて、9月の衆議院選挙は自民党の圧倒的勝利に終わりました。戦略上では、首相を中心とする自民・公明連合の執行部の協力体制でもあった。政府・与党側の成功は、まず衆議院を解散して焦点を郵政改革に絞ったことだと考えられる。一部には小泉劇場と報道されたが、小泉総理の強い信念のもと、リーダーとしての郵政改革の改革のみで選挙に臨み、その結果が今回の衆議院選挙でもあった。尾又市長におかれましても、強い信念のもと、切るところは切り捨てても行財政改革を今まで以上に進めていただけることを強く要望して、平成16年度東大和市一般会計及び各特別会計決算に対しての賛成討論とさせていただきます。

〔9 番 石川庄太郎君 降壇〕

〔12番 藤原宏子君 登壇〕

○12番（藤原宏子君） 12番、藤原宏子です。私は、日本共産党東大和市議員団を代表して、平成16年度一般会計決算、国民健康保険事業特別会計決算及び老人保健特別会計決算に反対し、受託水道事業特別会計ほか3特別会計決算に賛成の立場で討論をいたします。

市財政を検討するについては、国の施策や東京都の施策が市財政にどのような影響を及ぼしているかについて考慮されなければなりません。平成16年度において、国の三位一体の改革による国庫負担金の一般財源化に伴う影響は、保育所運営費負担金など1億1,721万5,000円の減額が行われました。しかし、これについては、本格的な税源移譲までの暫定措置として、所得譲与税1億2,923万5,000円の歳入で一応確保されたということでもあります。しかし、地方交付税や臨時財政対策債などの圧縮によって、約3億円が足りないという市財政への影響が出ています。市長は、市税において市民税個人の所得割は、景気低迷に伴う所得の減により1億9,000万円の減になったと述べていますが、この納税義務者のうち約8割が給与所得者であり、またその数も減っている上に、1人当たりの所得も前年に比べ10万7,000円の減収となっています。この給与所得者1人当たりの所得減は、この5年間、連続してマイナスを続けており、例えば平成10年度と比べて16年度は約40万円も水準が下がったと推計されます。このことから見るだけでも、市民の暮らしはますます困難になっていることは明らかであります。また、失業者の状況についても、推計される約1,680人という数に及びます。市長も審議の中で、国の言う景気回復傾向は全体に波及していないと考えられ、リストラなどに伴い税収が減っているものと思われる。国に景気回復の努力をしてもらいたい、このように言っていますが、市財政悪化と市民生活を困難に陥れている国や東京都の責任について、市民にその実情を明らかにするとともに、国や都に対し、その責任について強く批判をすべきであり、また何よりも市長として、このような市民の実態に配慮し、温かい手を差し伸べる施策こそ求められており、市民の切実な要望にこたえた施策が行われたかどうか問われていると考えます。

個別の施策について、長年の市民要望であった住宅リフォーム助成制度が店舗リフォーム助成とあわせて実施され、住宅リフォーム助成制度は、利用者増から、さらに増額補正されたことは、不況に苦しむ建設業者の皆さんからも大変喜ばれ、他市の施策にも影響を及ぼすなど、評価したいと思います。（「賛成」と呼ぶ者あり）

平和事業については……。 （「賛成討論」と呼ぶ者あり）うるさいですね。平和事業については、被爆パネ

ル展や非核平和図書展、平和文集作成など、各課ごとの努力が進んでいることは評価したいと思います。さらに平和団体と共同で平和行事を開催するとともに、平和都市宣言を行っている東大和市の市長として、憲法9条を守ること、そして今や、その大義も根拠もない、米軍のイラク攻撃と自衛隊の派兵に対して、今こそ明確に反対の態度を表明すべきであります。

民生費についてですが、将来の暮らしについて、すべての世代を通じ、7割の方が生活の不安を訴えています。生活保護受給者数もふえ、特に高齢者世帯の比率が年々ふえているのは、年金では暮らしていけないという実態の反映であり、高齢者の不安は大変なものがあります。特に病気になったときの不安は並大抵のものではありません。行革で廃止した老人入院見舞金制度を復活させることが、今、高齢者の健康に対する不安にこたえることではないでしょうか。

子育て支援策として、乳幼児医療費助成制度は、この年、3歳未満児までの所得制限撤廃が図られましたが、これについては早急に就学前児童までに対象を拡大し、さらに対象を小学生までに広げる必要があります。市独自での実現の努力を行い、さらに国や東京都の責任で行われるよう強く要請をしてください。

市職員について、正規職員数は539人と前年より4名が減り、パートや臨時職員、嘱託職員に依拠する方策が強められています。市が行う仕事は減っているところか、国や都の政策の変更等によって、むしろふえており、正規職員数を減らすべきではありません。

教育についてであります。卒業式や入学式の主人公は子供たちです。この年は、これまで先生や子供たちが話し合いで作り上げてきた卒業式や入学式に対し、都教委の強行な指導で日の丸や君が代の強制が行われたことは、憲法や教育基本法に反するものであり、受け入れることはできないものです。また、学校教育環境の整備、充実は市の大事な仕事です。小・中学校の普通教室への扇風機の設置は完了したわけですが、少人数授業を行う際の教室への設置、特別教室へのクーラーの設置、校舎の耐震診断と工事については、早急に行うことが必要であります。少人数学級については、全国45の道府県が文部科学省の基準を下回って何らかの形で実施し、その結果は、一人一人に目が届くようになった、勉強がよくわかるようになったなど、先生からも子供たちからも、保護者からも歓迎されているものです。都の政策転換を求めるとともに、市独自での実施を強く求めるものです。学童交通擁護員の復活についてであります。学校内外において、子供を不慮の事故から守るという点で、校内の警備だけでなく、登下校時の子供の安全を守る学童交通擁護員の復活は、多くの保護者の皆さんからも強く望まれているものです。交通ルールを守れば問題なしという冷たい立場ではなく、学童交通擁護員の必要性、この復活を強く求めます。

国民健康保険事業の財政の困難さは、国の補助金の削減とともに制度にも問題がありますが、国に対して国庫補助金の引き上げを強く求めるとともに、同時に国の制度が改善される以前でも、低所得者層の保険料、利用料の軽減策を市独自で行うよう強く要望し、以上、平成16年度各会計決算に対する討論といたします。

〔12番 藤原宏子君 降壇〕

〔16番 尾崎信夫君 登壇〕

○16番（尾崎信夫君） おはようございます。16番、尾崎信夫でございます。公明党を代表して、平成16年度一般会計歳入歳出決算ほか6特別会計歳入歳出決算について賛成の立場で討論を行います。

我が国の経済情勢も、景気は企業部門と家庭部門がともに改善し、緩やかに回復している。その背景としては、踊り場の状況であった輸出の持ち直しと情報関連部門の在庫調整が終了に近づいていることや、雇用情勢の改善が続き、個人消費も緩やかに増加しているなど、企業部門に比べておこなっていた家庭部門への改善にも

進捗が見られるとしておりますが、昨今の原油価格の動向が内外経済に与える影響を留意する必要があります。このような情勢の中で、政府に対しては郵政民営化を初めとして少子化対策や中小企業の活性化対策、雇用対策、デフレ克服の経済対策などに積極的に取り組むことを望むものであります。

さて、国の平成16年度予算は、厳しい経済状況の中、経済財政運営と構造改革に関する中期展望2003を踏まえ、三位一体の改革による財政措置として、限られた税源移譲、地方交付税の削減、補助金の削減などを盛り込まれた中での予算編成が行われました。こうした中での当市においては、第2次行政改革大綱に基づき、効率的で開かれた行政システムと健全な財政基盤の拡充を目指し、新しい時代に適応できる財政体質にするために、職員給与の体系等の見直しを初めとして、財政健全化に向けて並々ならぬ努力をされたことに対し、評価するものであります。

さて、一般会計の歳入につきましては、市財政の根幹をなす市税のうち、市民税の個人については1億7,612万円の減額、前年同期比で4.2%減となっており、平成14年度以来、4億2,800万円の減少を続けております。今後予想される人口減少や団塊の世代の大量退職による財政などに与える影響があるものと考えられます。全庁を挙げて、その対策に取り組む必要が生じてくるものと思われまます。国や東京都の連携を図りながら、なお一層、徴収率の向上など、税収の安定化に向け英知を結集し、さらなる努力をされることを強く望むものであります。さらに、国で推進している三位一体の改革による税源移譲や地方交付税、国庫補助金などの動向についての的確に把握し、真の地方分権が実現できるように施策の充実をするとともに、国や都に対しさらなる働きかけを望むものであります。

歳出につきましては、市内循環バス、ちよこバスの運行が開始されて、はや2年が過ぎ、市民ニーズの高いこの事業につきましては、他の運行ルートへの拡充につきましても、さらなる取り組みを望むものであります。また、交通バリアフリー法に伴う武蔵大和駅のバリアフリー化を初め、都市マスタープランに基づく道路整備、バリアフリー化に努力されることを望むものであります。

児童福祉につきましては、少子化対策の一環として児童手当の小学校3年生までへの拡大、また子ども家庭支援センターかるがもを保健センター別館に整備拡充したこと、学童保育所第四クラブの新築工事など、高く評価するものであります。当市の子育ての中核機能を果たす施設としては、一層の充実を図っていただくことと、また乳幼児医療費無料化の就学時前までの所得制限撤廃に向け、さらなる取り組みを期待しております。

衛生費のごみ減量推進事業のせん定枝再資源化事業については、一般家庭の剪定枝を含める努力とともに、ごみの減量化に向け、分別によるリサイクル推進をするためには、現在のリサイクルセンターの活用について、あらゆる角度からの検討を加え、さらなる充実を期待するものであります。

教育につきましては、震災対策の一環としての第二小学校の耐震補強工事や第二中学校校舎耐震補強工事設計については、東京直下地震が予想される中では、さらにその他の小・中学校7校への耐震診断を進め、耐震化に向け早期に努力されることを望むものであります。教育相談の訪問相談事業に関しては、担任、保護者と協力しながら、家庭の状況を把握しながら、生徒に対する的確な教育相談の充実を強く望むものであります。

防犯対策事業につきましては、小・中学校への防犯ブザーの貸与と庁用車による防犯パトロールが新たに実施されました。安心、安全のまちづくりに向けて、より一層の充実を望むものであります。

職員人件費につきましては、人事給与の改定を行い、職務給給与体系に移行されたこと、また男女平等を基本とした男女共同参画の推進に関する条例の制定、また実施されたことは評価するものであります。

次に、国民健康保険事業特別会計につきましては、一般会計からの繰入金金が9億7,450万円と恒常的に増加

しており、市民の医療制度の重要な役割を担っております。国では、この制度のあり方など検討が進められており、今後とも東京都とともに関係機関と連携を図りながら、国保制度の長期的な安定に向け努力されることを強く望むものであります。

最後に、国においても財政の健全化に向けて構造改革が進められていく中で、東大和市も財政健全化計画に基づき、さらなる行政の健全化、効率化に向け、職員の知恵、創意工夫を凝らし、健全な財政基盤の拡充に努力されることを期待し、平成 16 年度一般会計歳入歳出決算ほか 6 特別会計歳入歳出決算についての賛成討論といたします。

以上であります。

[16番 尾崎信夫君 降壇]

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

ここで 10 分間休憩いたします。

午前 10 時 31 分 休憩

午前 10 時 42 分 開議

○議長（松浦 誠君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

採決いたします。

第 37 号議案 平成 16 年度東大和市一般会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松浦 誠君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

第 38 号議案 平成 16 年度東大和市国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[賛成者起立]

○議長（松浦 誠君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

第 39 号議案 平成 16 年度東大和市受託水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

第 40 号議案 平成 16 年度東大和市下水道事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

第 41 号議案 平成 16 年度東大和市老人保健特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 誠君） 起立多数。

よって、本案を認定と決します。

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

第 42 号議案 平成 16 年度東大和市土地区画整理事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

○議長（松浦 誠君） 採決いたします。

第 43 号議案 平成 16 年度東大和市介護保険事業特別会計歳入歳出決算の認定について、本案を委員長報告のとおり認定と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を認定と決します。

日程第 13 第 47 号議案 東大和市在宅介護支援センター条例を廃止する条例

○議長（松浦 誠君） 日程第 13 第 47 号議案 東大和市在宅介護支援センター条例を廃止する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

〔助 役 佐久間栄昭君 登壇〕

○助役（佐久間栄昭君） ただいま議題となりました第 47 号議案 東大和市在宅介護支援センター条例を廃止する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

公設民営で行っております東大和市在宅介護支援センターきよはらにつきましては、今回、介護保険法の改正に伴いまして、同法に規定されている地域包括支援センターに移行することになりましたことから、条例の廃止をさせていただくものであります。

附則であります。条例の施行日を平成 18 年 4 月 1 日とし、この条例の廃止前の東大和市在宅介護支援センター条例の規定により行われた居宅介護支援にかかわる手数料につきましては、従前の例によるものであり

ます。

以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

[助 役 佐久間栄昭君 降壇]

○議長（松浦 誠君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第 36 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第 47 号議案 東大和市在宅介護支援センター条例を廃止する条例、本案を原案どおり可決と決することに御異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第 14 第 48 号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例

○議長（松浦 誠君） 日程第 14 第 48 号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例、本案を議題に供します。

提案理由の説明を求めます。

[助 役 佐久間栄昭君 登壇]

○助役（佐久間栄昭君） ただいま議題となりました第 48 号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例につきまして、提案理由並びに内容の御説明を申し上げます。

今回の改正は 2 点ありまして、一つは介護保険法の改正に伴うもので、通所介護事業報酬の食事提供加算が廃止され、食材料費以外に調理に要する費用も実費負担とされたこと及び要支援認定者を対象とした介護予防通所介護事業を実施するものであります。2 点目は、現在、公設民営で行っております公の施設の管理運営につきまして、指定管理者制度を導入することに伴い、指定管理者に関する部分を加えるものであります。

内容につきまして御説明申し上げます。

第1条は、介護保険法の改正のうち、平成17年10月1日に施行されるものにかかるもので、食費が保険給付の対象外となることから、条例第7条第3項中「食材料費」を「食事の提供に要する費用」に改めるものであります。これに伴いまして、別表第2から食事提供体制加算の欄を削るものであります。

第2条は、介護保険法の改正及び指定管理者制度の導入に伴うもので、原則として平成18年4月1日に施行するものであります。

初めに、第3条第1号中の条項の整理及び第2号として法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護を新たに行うことを規定するものであります。第2項ですが、指定管理者は高齢者及びその家族の福祉の増進を図る事業として、市長の承認を得て自主事業を行えることを規定するものであります。

第4条は、見出しを「(休業日)」に改めまして、指定管理者制度を導入することにより、指定管理者が特に必要があると認めるとき、市長の承認を得て、変更、または臨時に休業日を定めることを規定するものであります。

第5条は、利用時間につきまして、指定管理者が特に必要があると認めるとき、市長の承認を得て、変更できることを規定するものであります。

第6条は、利用できる者についての規定で、第1項は通所介護を利用できる者を居宅要介護被保険者等とし、第2項は介護予防通所介護を利用できる者を居宅要支援被保険者等とし、第3項は機能訓練を利用できる者を40歳以上の在宅の者で、心身の機能が低下し、医療終了後も継続して心身の機能を維持回復するために必要な訓練を要するものとするものであります。

第7条は、利用の承認についての定めであります。

第8条は、利用の不承認の規定で、指定管理者は秩序を乱すおそれがあると認めるときや、管理上支障があると認めるときなどの場合に、利用の承認をしないことを規定するものであります。

第9条は、利用料金等の規定で、第1項は通所介護及び介護予防通所介護の利用者は、利用に係る料金を支払うことを規定するものであります。第2項は、通所介護の利用料金の額について規定するものであります。第3項は、介護予防通所介護の利用料金の額について規定するものであります。第4項は、機能訓練及び自主的事業の利用料金は無料とするものであります。第5項は、食事の提供に要する費用、その他の利用者に負担させることが適当であると認める費用を徴収することができることを規定するものであります。第6項は、特別の理由があると認めるときは、利用料金を減額することができることを規定するものであります。第7項は、利用料金は指定管理者の収入とすることを規定するものであります。

第10条は、利用承認の取り消し等の定めで、指定管理者は利用者の利用が事業の目的に反したときや、条例または規則に違反したときなどの場合に、利用の承認を取り消し、または利用を制限することができることを規定するものであります。

第11条は、利用者が施設及び設備等に損害を与えたときの賠償についての規定であります。

第12条は、地方自治法の規定により、指定管理者に管理を行わせることを規定するものであります。

第13条は、指定管理者の指定の手続について規定するもので、第1項は規則で定める場合を除き公募とするものであります。第2項は、指定を受けようとするものは、規則で定める申請及び必要な添付書類を提出することを規定するものであります。第3項は、指定管理者の申請をすることができないものを規定するものであります。第4項は、申請があったとき、基準に基づき審査し、法人を選定し、議会の議決を経て指定することを規定するものであります。指定管理者の指定につきまして、市長は公告することを規定するものであります。

す。

第 14 条は、指定管理者が行う業務についての規定で、事業の実施及び施設、設備等の維持管理の業務を行うものであります。

第 15 条は、指定管理者が業務を行うに当たっての管理の基準について規定するものであります。

第 16 条は、指定管理者から市長への報告に関するものであります。

第 17 条は、指定の取り消し、または期間を定めて管理の業務の全部もしくは一部の停止について定めるものであります。

18 条は、管理に関し必要な事項は協定を締結することを規定するものであります。

別表第 2 でありますが、関係条項の変更により、第 7 条関係を第 9 条関係に改めるものであります。

附則であります。附則 1 は条例の施行日を定めるもので、施行日を平成 18 年 4 月 1 日とし、第 1 条の規定及び第 2 条中第 13 条、第 17 条及び第 18 条の規定は、平成 17 年 10 月 1 日から施行するものであります。

経過措置であります。附則 2 は食事の提供に要する費用についての経過措置であります。附則 3 は、利用料金についての経過措置であります。附則 4 は、高齢者在宅サービスセンターの申請、承認、その他の行為についての経過措置であります。

以上であります。よろしくお願い申し上げます。

[助 役 佐久間栄昭君 降壇]

○議長（松浦 誠君） 説明が終わりました。

質疑を行います。

○12番（藤原宏子君） お聞きいたします。

この改正条例のですね、第 1 条なんですけれども、次のように改正するとして、食材料費を食事の提供に要する費用に改めると、こういうふうになっておりますけれども、食材料費と、それから食事の提供に要する費用ということになりますと、実際のどのぐらいの費用がかかるのか。また、この食事はですね、この在宅サービスセンターの利用者にとってですね、月額ではどのぐらいの、利用との関係になりますけれども、負担がふえるのか、ふえるんじゃないかと思いますが、この点についてお聞きしたいと思います。

○福祉部参事（並木清志君） 今回の食事でございますけども、介護保険法に基づく給付からカットされます。それに伴いまして、現在、1 食当たりでございますけども、保険給付で 397 円、出ておりまして、自己負担 400 円いただいておりますので、合計いたしますと 797 円のお金をいただいているということになります。また、機能訓練につきましては 700 円という形で食費をいただいております。今後につきましては、現在、幾らになるというのはまだ決めておりませんが、できるだけ現在よりも低い金額でいくように、現在検討してるところでございます。

それから、現在、月どのぐらいということでございますけども、通所介護につきましては、年間のでまず申し上げますと、年間延べ利用者が 5,164 人が利用しております。これに伴いまして 797 円、1 食かかりますので、合計いたしますと 411 万 5,708 円、これがこれから自己負担になるということになります。月額につきましては出しておりませんが、週 2 回、デイサービス等は利用できますので、2 回使いますと約 800 円と、二八の 1,600 円ぐらいが自己負担になるということになります。

以上です。

○議長（松浦 誠君） 質疑を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本案は会議規則第 36 条第 2 項の規定により、委員会付託を省略したいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、委員会付託を省略いたします。

討論を行います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 討論を終了して御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、討論を終了いたします。

採決いたします。

第 48 号議案 東大和市高齢者在宅サービスセンター条例の一部を改正する条例、本案を原案どおり可決と決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（松浦 誠君） 起立多数。

よって、本案を原案どおり可決と決します。

日程第 15 閉会中の継続審査について

○議長（松浦 誠君） 日程第 15 閉会中の継続審査について、本件を議題に供します。

厚生文教委員会から、お手元に御配付してあります文書表のとおり、閉会中の継続審査の申し出がございます。

本件を閉会中の継続審査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第 16 閉会中の特定事件調査について

○議長（松浦 誠君） 日程第 16 閉会中の特定事件調査について、本件を議題に供します。

総務委員会、厚生文教委員会及び建設環境委員会から、お手元に配付してあります特定事件調査事項表のとおり、特定事件調査の申し出がございます。

お諮りいたします。

これらの事件を閉会中の特定事件調査と決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決します。

日程第 17 議員派遣について

○議長（松浦 誠君） 日程第 17 議員派遣について、本件を議題に供します。

お諮りいたします。

地方自治法第 100 条第 12 項及び会議規則第 155 条の規定により、お手元に御配付してあります議員派遣についてのとおりに閉会中に議員派遣を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

お諮りいたします。

ただいま議決されました議員派遣について、変更を要するものについては、その措置を議長に御一任願いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（松浦 誠君） 御異議ないものと認め、さよう決めます。

○議長（松浦 誠君） 以上で本日の議事日程はすべて終了いたしました。

本日の会議を閉じます。

これをもって平成 17 年第 3 回東大和市議会定例会を閉会いたします。

午前 11 時 閉議・閉会

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議 長 松 浦 誠

署 名 議 員 長 瀬 り つ

署 名 議 員 木 下 光 雄